

令和2年8月27日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立病院機構評価委員会
委員長 山崎 芳郎

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構の第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人大阪府立病院機構の第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る大阪府知事の評価について、意見はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

中期目標期間の業務実績評価にあたっては、診療体制の変更なども含めた、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、状況に応じた評価を検討されたい。